

◎新潟県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新発田市及び聖籠町を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業丸潟地区に係る換地処分をした。

平成30年6月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄